



戦争によるトラウマと 私たちの姿勢

シナピス運営委員 嶋田 至 しまだ いたる



2021年8月 カブールにて

夏になると、日中戦争やアジア・太平洋戦争の話題がさまざまなメディアで取り上げられます。近年は、戦争体験者の心理的な面に焦点が当てられる内容が多くなってきたようです。「コロナ禍の間には、「戦争と文化的トラウマ」と題されたオンラインシンポジウムも開かれ、私も視聴しました。

阪神・淡路大震災以来、災害や犯罪にともなうトラウマが話題になり、心のケアの大切さが注目されています。

トラウマという言葉は、ギリシア語で「傷」を意味します。心的外傷と訳されますが、まさに心に傷を負うことだと言えるでしょう。

私たちの心は自動的に自身を守るようにできていて、トラウマにつながる体験は意識の外に隠そうとします。

しかし、トラウマの記憶が完全に無くなるわけではありませぬ。心の傷は知らないうちに、感情を麻痺させたり、怒りや不安の感情を引き起こしたりすることがあります。

また、新たな体験がきっかけとなって、長らく忘れていた記憶が引き出され、フラッシュバックすることがあります。これが続く状態をPTSD(心的外傷後ストレス障害)と言います。

第二次世界大戦では、数多くの人たちが人を殺めたり、自らも傷ついたり、家族や仲間を亡

くしたりして心に傷を負いました。各国で戦争経験者がPTSDを発症するケースが報告されています。PTSDはいつ発症するかわかりません。上記のシンポジウムでは、沖縄戦を体験した人が戦後五十年たつてからPTSDを発症した事例が報告されていました。

また、トラウマは次世代に伝わることも明らかになっていきます。世代間トラウマと呼ばれるものです。たとえば、戦争体験者が不安症や依存症、うつなどのPTSDを抱えていることが、彼らの子どもの心身に何らかの影響をもたらすことです。トラウマに起因するDV(ドメスティック・バイオレンス)や「男は強くなければならない」といった非合理的信念が、子どもたちの人格形成に好ましくないからぬ影響を与えることもあるのだと思います。

私たちは、戦争で人々がどんな体験をしたのかを、もう少し丁寧に知ることが必要です。

そして、その体験が当事者たちに、あるいは世代を超えて私たちに、どんな影響を与えているかを考えてみることも大切です。それは、戦争が私たちに長期間にわたつてどれほど苦しめるのかを、再確認することにつながるはずで

また、トラウマに注目することとは、今も続く世界各地の争いの犠牲者たちにも、外からは窺い知れない「心の傷」のあることに注意を向けることにつながることでしよう。私たちはもともと、他者に寄り添う姿勢を育むことができるはずで

*『戦争と文化的トラウマ 日本における第二次世界大戦の長期的影響』(竹島正、他、日本評論社)を参考にしました。
*トラウマや世代間トラウマの影響が大きいと感じられたら、トラウマケアの専門家に相談されることをお勧めします。

国会での審議を通じて浮上した入管における問題

- ① 「難民をほとんど見つけられない」という一人の参与員の発言が、3回目以降の申請者の送還の根拠とされましたが、数人で公平な審理とは言えない数の審査をしている実態が明らかになりました。
- ② 入管庁は、法案の成立に向けて医療体制を整備し、常勤医師の配置を説明しましたが、大阪入管で医師が飲酒して診療し、常勤の医師が不在という事実は公表されませんでした。

来年の施行までに、どこまで見直しがされるか不明ですが、難民の保護において望まれることは、国際水準に基づく難民の保護と、収容のあり方の見直しです。

国境(国益)を管理する入管庁が、難民認定(人権)に関わるという仕組みに問題があります。最終的な保護の判断は、独立性を持つ機関に委ねること、また入管施設での拘束は限定的に、期間も限定し、その判断も裁判所のような独立した機関で行われるべきです。

難民保護を目的とした独立した機関を設けることで、国際的な人権基準を守り、人権を優先し、国際社会から信頼される国となることが望まれます。誰も取り残さない、多様性のある共生社会の実現に向けて、何ができるか、私たち自身も問われています。



ショッピングモールで募金活動をする高校生

どう変わる?

入管法(出入国管理および難民認定法)

シナピス運営委員 西口 信幸 にしぐち のぶき

「出入国管理および難民認定法」(入管法)の改正案が6月9日、成立しました。この法案をめぐっては、野党や市民団体はじめ国際社会からも人権上の問題点が指摘される中での強行採決でした。

改正入管法の主な内容

- ① 難民認定の申請中は、これまで送還が認められていませんでしたが、3回目以降の申請者については「相当な理由」を示さなければ本国への送還が可能になります。
- ② 難民条約の「難民」には該当しないが、紛争などから逃れて来た人を「補完的保護」の対象者として受け入れます。
- ③ 送還を妨害した人などに対する罰則も設けられます。
- ④ 仮放免制度に替わり、「監理人」と呼ばれる入管庁が認める団体や弁護士の監督のもとで生活する「監理措置」が新設され、「監理人」に責任が課せられることとなります。

難民認定率が極端に低い日本で、難民申請中の人を送還すれば多くの人が迫害を受ける恐れがあると国連機関や専門家は難民条約違反だと指摘



新年を祝い、踊るアフガン人の女性たち

しており、避難民を「補完的保護」対象とすることは、国際的な潮流を踏まえない、誤った見方とされています。「監理措置」についても監理人への理解もまま、実現性が疑問視されています。